



照度計 第 1 部：一般計量器

JIS C 1609-1 : 2006

(IEIJ/JSA)

平成 18 年 7 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 計測計量技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	梶 村 皓 二	財団法人機械振興協会
(委員)	石 川 洋 一	社団法人日本電気計測器工業会
	石 崎 法 夫	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	市 原 裕	株式会社ニコン
	伊 藤 尚 美	社団法人日本計量機器工業連合会
	大 園 成 夫	東京電機大学
	河 野 嗣 男	東京都立科学技術大学名誉教授
	桜 井 康 好	環境省
	高 辻 乗 雄	日本精密測定機器工業会
	桧 野 良 穂	独立行政法人産業技術総合研究所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.7.20

官 報 公 示：平成 18.7.20

原 案 作 成 者：社団法人照明学会

(〒100-0048 東京都千代田区神田司町 2-8-4 吹田屋ビル TEL 03-5294-0101)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：計測計量技術専門委員会 (委員長 梶村 皓二)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人照明学会(IEIJ)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって **JIS C 1609** は廃止され、**JIS C 1609-1** 及び **JIS C 1609-2** に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

JIS C 1609 には、次に示す附属書がある。

附属書 1 (規定) **JIS C 1609-1** の経過規定

附属書 2 (参考) 色補正係数とその求め方

附属書 3 (参考) 分光応答度測定法

附属書 4 (参考) 照度計受光部の受光基準面の求め方

附属書 5 (参考) 偏光特性の評価法

附属書 6 (参考) 受光面の応答の均一性評価法

附属書 7 (参考) 変調光の評価法

JIS C 1609 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 1609-1 第 1 部：一般計量器

JIS C 1609-2 第 2 部：特定計量器

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	1
4. 階級及び主な用途	1
4.1 階級	1
4.2 各階級の照度計の主な用途	2
5. 性能	2
5.1 直線性	2
5.2 斜入射光特性	2
5.3 可視域相対分光応答度特性	3
5.4 紫外域・赤外域の応答特性	3
5.5 表示部の特性	3
5.6 疲労特性	4
5.7 温度特性	4
5.8 湿度特性	4
5.9 断続光に対する特性	4
6. 構造及び機能	5
6.1 構造一般	5
6.2 受光部	5
6.3 表示部	5
7. 試験	5
7.1 試験条件	5
7.2 直線性試験及びレンジ切替試験	6
7.3 斜入射光試験	7
7.4 可視域相対分光応答度試験	8
7.5 紫外域・赤外域応答度特性試験	8
7.6 表示部の姿勢の影響, 零位の狂い及び応答時間の試験	10
7.7 疲労特性試験	10
7.8 温度特性試験	11
7.9 湿度特性試験	11
7.10 断続光に対する特性試験	11
7.11 その他の試験	11
8. 製品の呼び方	11
9. 表示	11
10. 収容箱の表示又は取扱説明書の表示	12

附属書 1 (規定) JIS C 1609-1 の経過規定	14
附属書 2 (参考) 色補正係数とその求め方	15
附属書 3 (参考) 分光応答度測定法	20
附属書 4 (参考) 照度計受光部の受光基準面の求め方	22
附属書 5 (参考) 偏光特性の評価法	24
附属書 6 (参考) 受光面の応答の均一性評価法	26
附属書 7 (参考) 変調光の評価法	27
解 説	28

白 紙

照度計 第 1 部：一般計量器

Illuminance meters Part 1: General measuring instruments

1. 適用範囲 この規格は、昼光などの自然の光及び一般照明用光源（白熱電球、蛍光灯、HID ランプなど）の照度を測定する指針形及びデジタル形照度計（以下、照度計という。）について規定する。

なお、測定システムの一部であるような照度測定器（測光器）、LED などの特殊光源を測定する照度測定器、及び水中照度計などの特殊用途の照度計についてもできるだけこの規格を用いるのがよい。

備考1. この規格でいう照度とは、平面に入射する光だけを測定対象とする照度であり、球面照度、円筒面照度などの諸量のような曲面に入射する光の照度は含まない。

2. この規格は、照度計の性能を定めたものであって、照度計の測定精度を保証するものではない。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 7526 光度標準電球

JIS Z 8103 計測用語

JIS Z 8113 照明用語

JIS Z 8120 光学用語

JIS Z 8720 測色用標準イルミナント（標準の光）及び標準光源

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、**JIS Z 8103**、**JIS Z 8113**、**JIS Z 8120** 及び **JIS Z 8720** によるほか、次による。

- a) **受光部** 検出器、フィルタその他の光学素子などを含めた、光を電気的出力に変換する部分の総称。
- b) **測定基準面** 測光距離を規定する場合の受光器位置の基準位置を示すものであり、逆二乗の法則が成立する測光距離を与える平面の位置。

4. 階級及び主な用途

4.1 階級 照度計の階級は、性能によって次の 4 階級に分類する。

- a) 一般形精密級照度計⁽¹⁾
- b) 一般形 AA 級照度計⁽¹⁾
- c) 一般形 A 級照度計⁽¹⁾
- d) 特殊形照度測定器⁽²⁾

注⁽¹⁾ 一般形精密級照度計、一般形 AA 級照度計及び一般形 A 級照度計は、**5.**（性能）及び **6.**（構造及び機能）に規定する要件がすべて満たされていること。